

## 発行者情報

### 【表紙】

#### 【公表書類】

発行者情報

#### 【公表日】

2025年11月28日

#### 【発行者の名称】

横浜ライト工業株式会社

(YOKOHAMA WRIGHT Industries Co.,LTD)

#### 【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 浜口 伸一

#### 【本店の所在の場所】

神奈川県横浜市保土ヶ谷区今井町 870 番地

#### 【電話番号】

045-355-5500

#### 【事務連絡者氏名】

取締役 管理部部長 石川 勝之

#### 【担当 J – A d v i s e r の名称】

宝印刷株式会社

#### 【担当 J – A d v i s e r の代表者の役職氏名】

代表取締役社長 白井 恒太

#### 【担当 J – A d v i s e r の本店の所在の場所】

東京都豊島区高田三丁目28番8号

#### 【担当 J – A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/>

#### 【電話番号】

03-3971-3392

#### 【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

#### 【公表されるホームページのアドレス】

横浜ライト工業株式会社

<https://www.y-wright.com/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

## 【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

### 第2【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第40期(中間)
会計期間	自 2025年3月1日 至 2025年8月31日
売上高 (千円)	1,485,552
経常利益 (千円)	215,578
親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	153,934
中間包括利益 (千円)	154,573
純資産額 (千円)	1,301,218
総資産額 (千円)	2,714,368
1株当たり純資産額 (円)	27,509.91
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)
1株当たり中間純利益 (円)	3,254.43
潜在株式調整後1株当たり中間純利益 (円)	—
自己資本比率 (%)	47.9
自己資本利益率 (%)	12.6
株価収益率 (倍)	5.7
配当性向 (%)	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	119,828
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△ 637,887
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	679,982
現金及び現金同等物の中間期末残高 (千円)	680,923
従業員数 (ほか、平均臨時雇用者数) (名)	63

- (注) 1. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。  
2. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。  
3. 従業員数は就業人員数であります。  
4. 当社は中間連結財務諸表を作成しておりますので、発行者の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。  
5. 当社は、当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前中間連結会計期間及び前連結会計年度の主要な経営指標等については記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループが営む事業の内容について、重要な変更はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当社は2025年6月2日に株式会社福山テクノの全株式を取得し、完全子会社化いたしました。

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社 福山テクノ (注)	鹿児島県霧島市	10,000	既存杭引抜工事	100	役員の兼任 有

(注) 特定子会社であります。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

当社グループは杭抜き事業の単一のセグメントであり、2025年8月31日現在、グループ全体の従業員数は、63名であります。

### (2) 発行者の状況

2025年8月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
54	47.7	11.3	6,527

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。  
2. 平均年間給与は、給与総額（通勤手当、基準外賃金）及び賞与を含んでおります。  
3. 当社は、単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

### (3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

### 第3【事業の状況】

#### 1【業績等の概要】

当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前中間連結会計期間との比較分析は行っておりません。

##### (1) 業績

当中間連結会計期間における日本経済は、依然として物価高騰に歯止めがかからず、人材不足による企業倒産も増加するなど、先行き不透明な状況が続いております。

建設業界においても、資材価格の高騰や人材不足の影響は大きく、再開発事業の中止やマンション建設の減少が目立っております。一見すると建設需要は活況に見えるものの、将来に対する不安定要素を多く抱える状況です。

このような経営環境の中、当社は保有する特許技術を活かし、病院・工場などの大型案件を受注し、堅調な業績を上げることができました。さらに、2025年6月2日にM&Aを実施し、完全子会社となった株式会社福山テクノによる営業拡充効果もあり、鹿児島県の大型商業施設案件の受注にもつながるなど、事業基盤の拡大が着実に進んでおります。

利益面においても、特許技術を中心とした高付加価値案件の獲得により、安定的に収益を確保することができました。今後も堅調な推移が見込まれます。

また、これらの成果により、当社では賞与の増額支給を実施し、従業員の待遇改善と人員確保を、着実に進めております。

このような環境の中、当社の当中間連結会計期間における経営成績は、売上高は1,485,552千円、営業利益は211,910千円、経常利益は215,578千円、親会社株主に帰属する中間純利益は153,934千円となりました。

なお、当社は単一セグメントのため、セグメント別の業績等の記載は省略しております。

##### (2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）の残高は、680,923千円となりました。各キャッシュ・フローの状況とこの主な要因は、次のとおりであります。

###### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は、119,828千円となりました。この主な要因は、税金等調整前中間純利益222,588千円、減価償却費110,236千円、未成工事支出金の増加額47,266千円、未成工事受入金の減少額43,196千円等が生じたこと等によります。

###### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は、637,887千円となりました。この主な要因は、有形固定資産の取得による支出345,971千円、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出298,237千円等が生じたこと等によります。

###### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により獲得した資金は、679,982千円となりました。この要因は、長期借り入れによる収入710,000千円、長期借入金の返済による支出30,018千円が生じたことによります。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社は生産の形態をとらないため、該当事項はありません。

### (2) 受注状況

当中間連結会計期間における受注実績を示すと、次のとおりであります。

事業の名称	受注高（千円）	前年同期比（%）	受注残高（千円）	前年同期比（%）
杭抜き事業	2,928,034	—	2,604,292	—

(注) 1. 当社グループは、当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前年同期比については記載しておりません。

2. 当社は、単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

### (3) 売上実績

当中間連結会計期間における売上実績を示すと、次のとおりであります。

事業の名称	売上高（千円）	前年同期比（%）
杭抜き事業	1,485,552	—

(注) 1. 当社グループは、当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前年同期比については記載しておりません。

2. 当社は、単一セグメントのため、セグメント別の記載を省略しております。

3. 主な相手先別の売上実績及び当該売上実績の総売上実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	当中間連結会計期間	
	売上高（千円）	割合（%）
新栄重機建設工業株式会社	193,640	13.0

## 3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当社の対処すべき課題について、重要な変更はありません。

## 4 【事業等のリスク】

当社グループは、当社グループの事業展開その他に関するリスクについて、リスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努めることを方針としております。

2025年5月30日に公表の発行者情報に記載した【事業等のリスク】に関して、重要な変更はありませんが、当社の上場維持の前提となるJ-Adviser等との契約の件に関し、あらためて以下に記載いたします。

### (1) 上場廃止について

TOKYO PRO Marketにおいては、当社が上場適格性を維持しているかどうかの確認を担当J-AdviserがJ-Adviser業務として実施します。その上で、担当J-Adviserは、当社が上場適格性を喪失したと判断した場合には、担当J-Adviser契約に基づき、契約解除がなされることになります。担当J-Adviserからの契約解除の通知を受けた場合において当社は、一定期間内に別のJ-Adviserとの間でJ-Adviser契約を締結できなかった場合には、当社は上場廃止となります。

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が株式会社東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

### (2) 担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

当社は、株式会社東京証券取引所が運営を行っております証券市場TOKYO PRO Marketに上場しております。当該市場は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以

下、「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは宝印刷株式会社(以下、「同社」とします。)であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又はJ-Adviser契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかつたときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。

また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

当社と同社との契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項の詳細は以下のとおりであります。

#### <J-Adviser契約上の義務>

- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

#### <J-Adviser契約解除に関する条項>

当社(以下、「甲」とします。)において下記の事象が発生した場合には、宝印刷株式会社(以下、「乙」とします。)からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

##### ① 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかつたとき。ただし、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(以下「産競法」という。)第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(乙が適當と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかつたとき。

なお、乙が適當と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a 次の(a)から(c)までに掲げる場合の区分に従い、当該(a)から(c)までに定める書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがつて成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

- b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④ 前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。)についての書面による報告を受けた日)

c 甲が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。)は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 非上場会社を子会社とする株式交付、iii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iv 非上場会社からの事業の譲受け、v 会社分割による他の者への事業の承継、vi 他の者への事業の譲渡、vii 非上場会社との業務上の提携、viii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ix その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主(甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収への対抗措置（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収への対抗措置の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てる場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることのできないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるとときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。
- ⑯ 全部取得  
甲がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑰ 株式等売渡請求による取得  
特別支配株主が甲の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑱ 株式併合  
甲が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合。
- ⑲ 反社会的勢力の関与  
甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。
- ⑳ その他  
前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合。

#### <J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

- ① 甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1カ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ② 前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1カ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③ 本契約を解除する場合、特段の事情のない限り、乙は予め本契約を解除する旨を東証に通知する。

なお本中間発行者情報公表日現在において、担当J-Adviser 契約の解約につながる可能性のある要因は発生しておりません。

## 5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

## 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間末日現在において当社が判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の中間報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

### (2) 財政状態の分析

当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度末との比較分析は行っておりません。

当中間連結会計期間末の総資産は、2,714,368千円となりました。この主な要因は、以下のとおりであります。

#### (流動資産)

当中間連結会計期間末における流動資産の残高は、1,612,951千円となりました。この主な内訳は、現金及び預金が890,617千円、完成工事未収入金が533,114千円、受取手形が91,630千円等であります。

#### (固定資産)

当中間連結会計期間末における固定資産の残高は、1,101,417千円となりました。この主な内訳は、機械及び装置が552,168千円、土地が141,272千円、保険積立金が115,254千円、のれんが106,437千円等であります。

#### (流動負債)

当中間連結会計期間末における流動負債の残高は、647,272千円となりました。この主な内訳は、工事未払金が301,718千円、1年内返済予定の長期借入金が137,965千円、未払法人税等が66,871千円等であります。

#### (固定負債)

当中間連結会計期間末における固定負債の残高は、765,877千円となりました。この内訳は、長期借入金が626,460千円、退職給付に係る負債が129,655千円等であります。

#### (純資産)

当中間連結会計期間末における純資産の残高は、1,301,218千円となりました。この主な内訳は、利益剰余金が1,279,313千円等であります。

### (3) 経営成績の分析

経営成績の内容については、「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】 (1) 業績」に記載のとおりであります。

### (4) キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況につきましては、「第3【事業の状況】 1【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

## 第4【設備の状況】

### 1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間における主要な設備の状況は次のとおりであります。

#### (1) 発行者

2025年8月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (人)
		建物 及び 構築物	機械 及び 装置	車輌 運搬具	工具、 器具 及び備品	土地 (面積m <sup>2</sup> )	合計	
本社等 (神奈川県横浜市 保土ヶ谷区他)	全社設備	36,539	548,955	54,341	15,959	126,945 (32,652.01)	782,741	54

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 当社グループは、杭抜き事業の単一事業であるため、セグメント別の記載は省略しております。

#### (2) 国内子会社

2025年8月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の 内容	帳簿価額(千円)						従業員数 (人)
			建物 及び 構築物	機械 及び 装置	車輌 運搬具	工具、 器具 及び備品	土地 (面積m <sup>2</sup> )	合計	
株式会社 福山テクノ	本社等 (鹿児島県霧 島市他)	全社設備	14,926	3,213	3,627	6,430	14,326 (6,726.46)	42,523	9

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 当社グループは、杭抜き事業の単一事業であるため、セグメント別の記載は省略しております。

## 2【設備の新設、除却等の計画】

### (1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定月
			総額 (千円)	既支払額 (千円)			
発行者	本社 (神奈川県横浜市 保土ヶ谷区)	120tクローラクレーン	138,000	—	借入金	2025年 9月	2026年 2月

(注) 当社は、杭抜き事業の単一事業であるため、セグメント別の記載は省略しております。

### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第5【発行者の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	当中間連結会計期間末現在発行数(株) (2025年8月31日)	公表日現在発行数(株) (2025年11月28日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	200,000	150,000	50,000	50,000	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	単元株式数100株
計	200,000	150,000	50,000	50,000	—	—

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2025年3月1日～ 2025年8月31日	—	50,000	—	33,000	—	—

#### (6)【大株主の状況】

2025年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
浜口 伸一	神奈川県横浜市港北区	27,400	57.9
浜口 優	神奈川県横浜市戸塚区	19,300	40.8
石川 勝之	神奈川県横浜市旭区	500	1.1
新栄重機土木株式会社	神奈川県横浜市南区永田北3-40-12	100	0.2
計	—	47,300	100.0

(注) 所有株式数及び株式総数に対する所有株式数の割合は、自己株式2,700株を除いて記載しております。

## (7) 【議決権の状況】

### ①【発行済株式】

2025年8月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 2,700	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 47,300	473	単元株式数100株
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	普通株式 50,000	—	—
総株主の議決権	—	473	—

### ②【自己株式等】

2025年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(自己保有株式) 横浜ライト工業 株式会社	神奈川県横浜市 保土ヶ谷区今井 町870番地	2,700	—	2,700	5.4
計	—	2,700	—	2,700	5.4

## 2 【株価の推移】

### 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年3月	4月	5月	6月	7月	8月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものであります。

2. 2025年3月から同年8月までにおいては売買実績がありません。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の発行者情報公表日（2025年5月30日）後、本中間発行者情報公表日までに異動はありません。

## 第6【経理の状況】

### 1. 中間連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。当社の中間連結財務諸表は、第一種中間連結財務諸表であります。
- (2) 当社の中間連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。
- (3) 当中間連結会計期間(2025年3月1日から2025年8月31日まで)は、中間連結財務諸表の作成初年度であるため、以下に掲げる中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書については、前連結会計年度及び前中間連結会計期間との対比は行っておりません。

### 2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第128条第3項の規定に基づき、当中間連結会計期間(2025年3月1日から2025年8月31日まで)の中間連結財務諸表について、監査法人東海会計社による期中レビューを受けております。

【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

① 【中間連結貸借対照表】

(単位：千円)

当中間連結会計期間 (2025年8月31日)		
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		890,617
受取手形	※	91,630
完成工事未収入金		533,114
未成工事支出金		69,038
その他		31,650
貸倒引当金		△ 3,100
流動資産合計		1,612,951
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）		51,465
機械及び装置（純額）		552,168
車両運搬具（純額）		57,968
工具、器具及び備品（純額）		22,390
土地		141,272
有形固定資産合計		825,265
無形固定資産		
のれん		106,437
ソフトウエア		1,983
その他		832
無形固定資産合計		109,252
投資その他の資産		
投資有価証券		5,402
保険積立金		115,254
繰延税金資産		10,477
その他		38,713
貸倒引当金		△ 2,949
投資その他の資産合計		166,898
固定資産合計		1,101,417
資産合計		2,714,368

(単位：千円)

当中間連結会計期間  
(2025年8月31日)

負債の部

流動負債

工事未払金	301,718
1年内返済予定の長期借入金	137,965
未払法人税等	66,871
未払消費税等	11,975
賞与引当金	6,810
その他	121,931
流動負債合計	647,272

固定負債

長期借入金	626,460
繰延税金負債	9,523
退職給付に係る負債	129,655
その他	238
固定負債合計	765,877

負債合計

純資産の部

株主資本

資本金	33,000
利益剰余金	1,279,313
自己株式	△ 13,382
株主資本合計	1,298,930

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	2,288
その他の包括利益累計額	2,288
純資産合計	1,301,218

負債純資産合計

②【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：千円)

当中間連結会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)	
売上高	1,485,552
売上原価	1,112,303
売上総利益	373,248
販売費及び一般管理費	※ 161,338
営業利益	211,910
営業外収益	
受取利息	385
受取家賃	1,213
受取保険金	3,492
スクラップ売却益	1,009
その他	565
営業外収益合計	6,665
営業外費用	
支払利息	2,641
減価償却費	343
手形売却損	13
営業外費用合計	2,997
経常利益	215,578
特別利益	
固定資産売却益	7,010
特別利益合計	7,010
税金等調整前中間純利益	222,588
法人税、住民税及び事業税	51,974
法人税等調整額	16,680
法人税等合計	68,654
中間純利益	153,934
親会社株主に帰属する中間純利益	153,934

【中間連結包括利益計算書】

(単位:千円)

当中間連結会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)	
中間純利益	153,934
その他の包括利益	
その他の有価証券評価差額金	639
その他の包括利益合計	639
中間包括利益 (内訳)	154,573
親会社株主に係る中間包括利益	154,573

③【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位:千円)

当中間連結会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)	
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前中間純利益	222,588
減価償却費	110,236
受取利息	△ 385
支払利息及び手形売却損	2,654
固定資産売却損益 (△は益)	△ 7,010
売上債権の増減額 (△は増加)	△ 39,259
未成工事支出金の増減額 (△は増加)	△ 47,266
その他の資産の増減額	△ 11,223
工事未払金の増減額 (△は減少)	35,619
未成工事受入金の増減額 (△は減少)	△ 43,196
未払消費税の増減額 (△は減少)	△ 25,844
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△ 3,544
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	2,101
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	100
その他の負債の増減額	3,660
小計	199,228
利息の受取額	382
利息の支払額	△ 3,975
法人税等の支払額	△ 75,807
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>119,828</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有形固定資産の取得による支出	△ 345,971
有形固定資産の売却による収入	7,010
定期預金の預入による支出	△ 3,000
連結の範囲の変更を伴う	※2
子会社株式の取得による支出	△ 298,237
その他	2,311
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△ 637,887</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
長期借り入れによる収入	710,000
長期借入金の返済による支出	△ 30,018
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>679,982</b>
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	161,922
現金及び現金同等物の期首残高	519,001
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 680,923

## 【注記事項】

### (連結範囲又は持分法適用の範囲の変更)

#### 連結の範囲の重要な変更

当中間連結会計期間において、株式会社福山テクノの株式を取得し完全子会社化したため、連結の範囲に含めております。

### (会計方針の変更)

#### (「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日)、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号2022年10月28日)及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準第28号2022年10月28日)を、当中間連結会計期間の期首から適用しています。これによる中間連結財務諸表への影響はありません。

### (中間連結貸借対照表関係)

#### ※ 受取手形裏書譲渡高及び電子記録債権割引高

当中間連結会計期間 (2025年8月31日)	
受取手形裏書譲渡高	39,300 千円
電子記録債権割引高	—

### (中間連結損益計算書関係)

#### ※ 販売費および一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

当中間連結会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)	
役員報酬	40,744 千円
退職給付費用	303
賞与引当金繰入	△ 350
貸倒引当金繰入	100

### (中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

#### ※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

当中間連結会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)	
現金及び預金	890,617 千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△ 209,693
現金及び現金同等物	680,923

※2 当中間連結会計期間に株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の取得により新たに株式会社福山テクノを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価格と取得のための支出（純額）との関係は次のとおりであります。

流動資産	542,648 千円
固定資産	82,770
のれん	112,040
流動負債	△ 92,658
固定負債	—
福山テクノ株式の取得価格	644,800
福山テクノ現金及び現金同等物	346,562
差引：福山テクノ取得のための支出	△ 298,237

#### (企業結合等関係)

##### 取得による企業結合

###### 1. 企業結合の概要

###### (1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	株式会社福山テクノ
事業の内容	既存杭引抜工事

###### (2) 企業結合を行った主な理由

当社は、建物の建て替え工事等において不要となった「既存杭」の引抜工事を専門に手掛けており、各種杭（現場造成杭など）の施工条件や工法別に最適な対応ができる体制を整備し多様なニーズに応じた工法を進めてまいりました。

また、地中埋設物撤去工事、埋戻し技術の開発など、各領域に対応する技術力を有し、高度な施工品質と効率的な現場運営を実現しています。

福山テクノは西日本エリアにおいて既存杭引抜工事に専門特化し、高い技術力と丁寧な施工管理体制を評価されてきた企業です。特に施工現場での柔軟な対応力、顧客との調整力に強みを持ち、多数の実績を有しております。同社を当社の連結子会社とすることで、西日本エリアにおける施工体制の拡充と、熟練工や専門技術者的人材強化が図れると判断しております。

このような相互補完関係に基づき、当社グループの事業基盤強化および長期的な企業価値の向上を見込めると判断し、同社の株式取得を決定いたしました。

###### (3) 企業結合日

2025年6月2日	(株式取得日)
2025年6月1日	(みなし取得日)

###### (4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

結合前から変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った根拠

当社が現金を対価として株式を取得したためであります。

2. 中間連結損益計算書に含まれている被取得企業の業績の期間

2025年6月1日から2025年8月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価 現金 644,800千円

取得原価 644,800千円

4. 主要な取得関連費用の内訳及び金額

アドバイザー等に対する報酬・手数料等 4,000千円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

発生したのれんの金額 112,040千円

発生原因 主に、将来の事業展開によって期待される超過収益力

償却方法及び償却期間 5年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産および引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産 542,648千円

固定資産 82,770

資産合計 625,418

流動負債 92,658

固定負債 一

負債合計 92,658

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社の事業セグメントは杭抜き事業の単一セグメントであります。顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、次のとおりであります。

(単位：千円)

区分	報告セグメント
	杭抜き事業
	当中間連結会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
一時点で移転される財又はサービス	1,485,552
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	一
顧客との契約から生じる収益	1,485,552
その他の収益	一
外部顧客への売上高	1,485,552

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、杭抜き事業の单一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり中間純利益金額および算定上の基礎は、以下のとおりです。

	当中間連結会計期間 (自 2025年3月1日 至 2025年8月31日)
1 株当たり中間純利益	3,254.43円
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純利益 (千円)	153,934
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益(千円)	153,934
期中平均株式数(株)	47,300

(注) 1. 当中間連結会計期間より中間連結財務諸表を作成しているため、前中間連結会計期間の数値は記載しておりません。

2. 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 第二部 【特別情報】

### 第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

# 独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月28日

横浜ライト工業株式会社  
取締役会 御中

監査法人 東海会計社  
愛知県 名古屋市

代表社員 公認会計士 青島信吾  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 辰巳尚  
業務執行社員

## 監査人の結論

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている横浜ライト工業株式会社の2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の中間連結会計期間(2025年3月1日から2025年8月31日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、横浜ライト工業株式会社及び連結子会社の2025年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかつた。

## 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行つた。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従つて、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

## 中間連結財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記は期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（中間発行者情報提出会社）が保管しております。